

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム（第13回検討会） 議 事 要 旨

- 1 日 時 平成31年2月21日（木）午前10時～午前10時45分
- 2 場 所 法務省特別会議室
- 3 出席者 法務大臣政務官（議長）
法務省大臣官房政策立案総括審議官
法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長
法務省大臣官房付
法務省大臣官房秘書課政務官秘書官事務取扱
法務省大臣官房秘書課付
法務省入国管理局審判課長
法務省入国管理局付
法務省入国管理局入国在留課補佐官
法務省入国管理局入国在留課研修審査係長
厚生労働省人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）
厚生労働省労働基準局監督課長（オブザーバー）
厚生労働省労働基準局監督課中央労働基準監察監督官（オブザーバー）
外国人技能実習機構理事（オブザーバー）
等 計 21名

4 議事要旨

- (1) 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）より、実習実施者や監理団体に対して行った実地検査の件数や、技能実習生に対して行った支援の件数、技能実習生からの母国語相談の件数など、技能実習法施行後の制度の運用状況について報告があった。
- (2) 技能実習生が死亡あるいは失踪した場合、実習実施者あるいは監理団体から機構に対し、技能実習実施困難時届出書が提出されることとされていること、その後の関係機関の対応について、入国管理局より説明があった。出席者からは、当該届出書と共に、監理団体からは、失踪した技能実習生の賃金や労働時間が分かる資料（賃金台帳やタイムカード等）についても併せて提出させる仕組みとすべきではないかとの意見が述べられた。
また厚生労働省からは、賃金台帳やタイムカード等を精査した結果、違法・不当な取扱いの疑いがあると認められる事案については、全て労働基準監督局に通報してもらいたい旨の意見が述べられた。
- (3) その他
次回は、平成31年3月1日（金）開催。